誌上セミナー第２回　　『点呼』

誌上セミナー2回目は、巡回指導で常に上位の指導項目となっている「点呼」について取り上げます。

【過去3カ年における指導項目ワースト3】

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1	特別指導(54.8%)	特別指導(47.7%)	特別指導(43.0%)
2	適性診断(52.3%)	**点呼　(39.4%)**	適性診断(34.9%)
3	**点呼　(45.4%)**	適性診断(37.0%)	**点呼　(30.8%)**

点呼は安全運行への重要な手段であり、荷主の信頼を得る第一歩です。
『点呼は手段で安全確保が目的』

ところで・・・＜貨物自動車運送事業における点呼＞とは、なにをさすのでしょうか

・運転者や自動車が安全に運行できる状態かどうかを確認するとともに、安全運行のために必要な指示を与え、報告を聴取するために行うもの（輸送安全規則　第7条参照）。

＜点呼には、乗務前、乗務途中、乗務後の3種類があります＞

○各点呼において共通する確認項目
　執行者名、運転者名、登録番号等、日時、方法　、酒気帯びの有無、疾病・疲労等の状況、
　アルコール検知器使用の有無、　指示事項、その他必要な事項

○上記に加え、各点呼において固有の確認項目があります
　乗務前点呼に追加されるもの・・・日常点検の状況
　乗務後点呼に追加されるもの・・・自動車、道路及び運行の状況、交替運転者に対する通告

＜点呼の実施＞

・**点呼は対面により乗務の前後に行わなければなりません。**（「例１」）
・一運行の途中で、営業所に戻れない場所で乗務開始（又は乗務終了）の時は運転者と電話その他の方法が認められます。（「例２」「例３」）
　ただし、この場合においても、運転者の疾病、疲労、飲酒等の状況を確実に把握することは必須です。

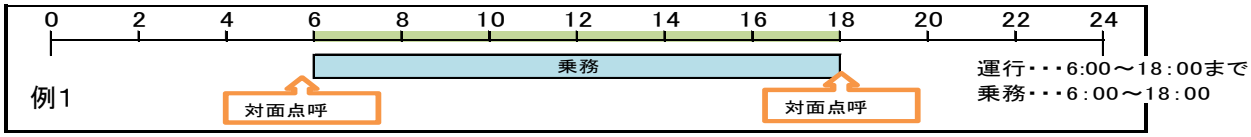

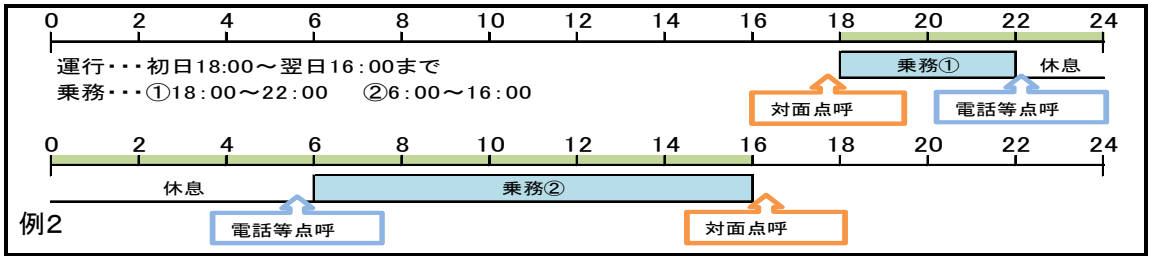

【中間点呼が必要な運行の例】

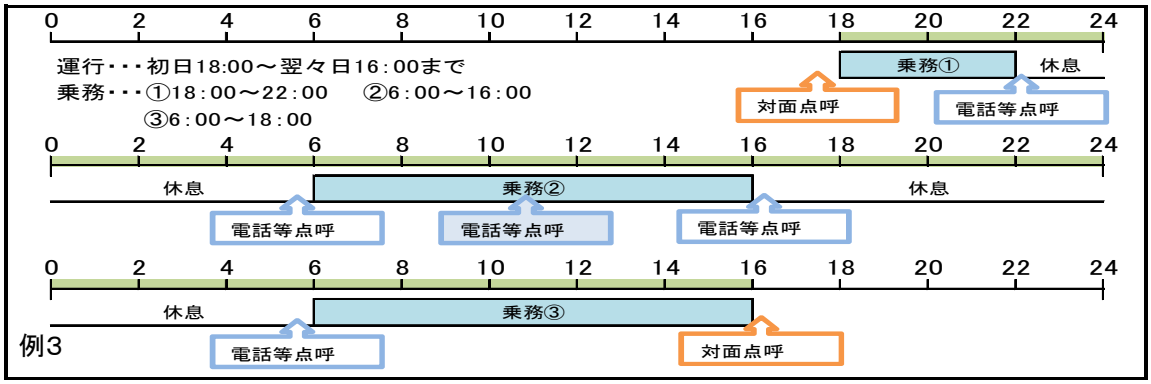

「乗務」と「運行」の違い
・「運行」とは、営業所を出庫してから営業所に帰庫するまで。
　「乗務」とは運行中に休息により一定時間業務が中断された、その前後の業務のことです。
　よって、1運行には、複数の乗務が含まれることがあります。（例2、例3）

運行管理者

始業点呼は、人と車両の状態を確認する機会で、終業点呼はドライバーや車の運行状態を確認し、明日への情報を収集する機会なんだ。

私の責務は、ドライバーを無事に運行させ、無事に家族のもとへ帰すことなんだな。

私は体調と感情を整え、家族・会社のためにも無事に運行を終えて帰社することが求められるんだな。

ドライバー

しかし・・・・・・

100%遵守できない実態が、実際の巡回で散見されます。

何かいい方法はないかな

社長

＜対面点呼等ができないのですが・・・＞

（理由）
・運行管理者が一人なので早朝・深夜などできない。
・車庫が営業所と離れているので直接車庫へ行ってしまう。
・運行管理者を当該業務に専任させられない
・ドライバーが点呼を嫌がる
（ドライバー自身の体調やリズムから面倒に思う等）
・ドライバー不足の昨今、厳しい事を言うと退社されてしまう
・運行指示があやふやになっている

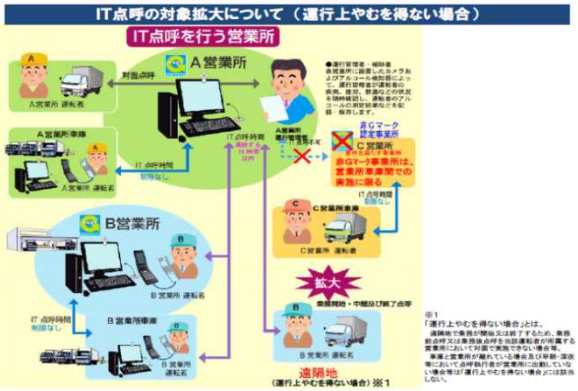

（他社の好事例）
・運行管理補助者の活用
・IT点呼の活用（営業所～車庫間　他での実施が可能に）
（http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/info/anzen_kisoku_kaisei201607.html）
※　Gマーク認定以外の事業所にも活用の途が開けました。
・共同点呼の活用
（http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000059.html）
・後継管理者の早期育成
・ドライバーとの会話（対話）の充実
・到着地までの運行時間、途中の渋滞現状の正確な把握
・現状を検証した運行指示書の作成

＜点呼不十分な状況で運転者が事故をおこすと、どのようなリスクがありますか＞

・「点呼不十分」のみで、罰則が定められているわけではありませんが、法令に違反していることは間違いありません。文書警告、事業停止命令、許可の取り消し処分等の行政処分の可能性があります。
・事故が発生した場合、点呼の有無や内容等は、会社の使用者責任あるいは運行管理者責任を裏付ける（又は免除）根拠となるべき事実の一つとなります。よって、「点呼が適切に行われていたならば事故は防げた。」という事実が認められた場合、会社の責任を否定することは困難であり、事業者責任（重過失）を問われることとなります。
・過去の判例では、会社の対応を検証する場合、点呼実施の有無及びその内容は必ず検証されています。

社長・・・
点呼しないとまずいんじゃないですか？

事故やっちゃたら、裁判でも点呼の実施の有無が検討されるんですよ。

わかってるよ！忙しすぎて点呼する暇がないんだよ。

関係法令
・輸送安全規則第3条(過労運転の防止）第5項、第6項
・輸送安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項第8号
・輸送安全規則第7条（点呼等）
・安全規則の解釈及び運用 第7条